



【主な内容】

成人式	...	2P
確定申告	...	4P
ジャンボタニシの駆除	...	9P
国産鶏肉・鶏卵は安全	...	15P



祝新成人

1月10日、文化会館で成人式が行われ、今年には176人が新たに大人の仲間入りをしました。

人口	14,028人(-5)	転入	44人
男	6,971人(-10)	転出	33人
女	7,057人(+5)	出生	3人
世帯数	6,096世帯(+5)	死亡	19人
1月1日現在 () 内は前月比			

令和3年

長生村 成人式

——新成人の皆さん、おめでとうございます——

今年の新成人は176人、そのうち105人が式典に参加しました。

式典では、村長が式辞を述べ、その後新成人を代表して鈴木美結さんが「今まで経験したことがない中で、成人を迎えたからこそ、人のことを思いやり、社会について考えることのできる大人になりたい」と謝辞を述べました。

また、徳永泰成さんが村民憲章の宣言を行いました。徳永さんに合わせてほかの新成人たちも一緒に宣言しました。

なお、式典の開催にあたり新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにさまざまな対策を行いました。



【鈴木美結さん】



【徳永泰成さん】

成人式フォトリポート



①入館時に体温測定 ②密にならないよう席の番号で受付を区分 ③受付係は手袋を付け対応 ④祝電を読む新成人 ⑤文化会館の外で撮影
⑦式典時は、前後左右間隔を空けて着席 ⑧式典終了後は速やかに退場となり、足を止めずにカメラにピースをする元気な新成人

第6支団（長生村）から25人が 表彰されました

第6支団（長生村）から25人の消防団員などに、日ごろの消防活動への尽力を称えて、賞状と記念品が贈呈されました。

毎年、新春を飾る長生郡市広域市

町村圏組合主催による「消防出初式」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、式典は中止となりました。

受章者は次のとおりです。（敬称略）

千葉県知事表彰

○功労章

第6支団本部長

東間 和久

○精勤章

第6支団第1分団第2部（八積）

今井 徹

千葉県防災危機管理部長表彰

○防災危機管理部長章

第6支団第1分団第3部（八積）

根本 朋秀

第6支団第3分団第1部（一松）
貝塚 弘知
第6支団第3分団第5部（一松）
松本 航

千葉県消防協会長表彰

○功労章

第6支団第3分団分団長（一松）

狩野 由幸

○精勤章

第6支団第3分団副分団長（一松）

御園 悟

第6支団第3分団第2部（一松）

宮崎 崇

長生郡市広域市町村圏組合管理者表彰

○功労章

第6支団第2分団第3部（高根）

齊藤 昌弘

第6支団第2分団第4部（高根）

藍 友彦

千葉県消防協会長生支部長表彰

○功労章

第6支団第1分団第1部（八積）

芝崎 智裕

第6支団第1分団第3部（八積）

佐瀬 友基

第6支団第2分団第3部（高根）

加藤 寿

第6支団第2分団第4部（高根）

酒井 良典

第6支団第3分団第1部（一松）

細谷 文斗

第6支団第3分団第3部（一松）

田中 淳

○精勤章

第6支団第1分団第1部（八積）

本良 雅樹

第6支団第1分団第4部（八積）

細矢 和生

第6支団第2分団第4部（高根）

藍 聡元

第6支団第2分団第5部（高根）

古山 諭

長生郡市広域市町村圏組合

消防団長表彰

○精勤章

第6支団第1分団第4部（八積）

荻野 寿一

第6支団第2分団第5部（高根）

森 友哉

千葉県長生地域振興事務所長

配偶者功労章

第6支団第1分団分団長夫人（八積）

三上 芳江

長生郡市広域市町村圏組合消防団長

配偶者功労章

第6支団第2分団副分団長夫人（高根）

大東 明美

第6支団第3分団分団長夫人（一松）

狩野 理佳



税の申告の準備は お早めに

問い合わせ

- ・茂原税務署 ☎0475 (22) 2166
- ・役場税務課 ☎(32) 2113

申告会場開設期間 2月16日(火)～3月15日(月) ※土日祝日を除く

※新型コロナウイルスの影響により受付方法等を変更する場合があります。

受付会場	申告の種類	受付期間
茂原税務署(郵送可)	●所得税・復興特別所得税の確定申告	午前8時30分～午後4時 ※申告書の提出は 午後5時まで
長生村役場 3階 (会場を変更しました)	●所得税・復興特別所得税の確定申告 ●村民税・県民税の申告	午前9時～正午 午後1時～4時 ※整理券の配付は 午前8時30分から

- 午前8時30分より役場3階にて「整理券」を配付し、受付時間を指定させていただきます。
- 指定した時間であっても一時的に入場をお待ちいただく場合があります。また、「整理券」の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

来場される人へのお願い

- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。また、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 「整理券」配付の際に検温を実施し、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある人や体調のすぐれない人は、無理をせず来場を控えていただくようお願いします。

[ご注意ください]

- 利子所得・配当所得、雑損控除、太陽光発電設備による売電収入、総合譲渡所得・分離所得（不動産売却、株の譲渡配当等）など内容が複雑な申告については、茂原税務署で申告してください。
- 例年、申告期限が近づくと大変混雑しますので、早めの申告がおすすめです。
- 申告書は納税者自身が作成することが原則となります。医療費の合計金額、農業・事業所得などの収入・経費等はご自身で計算し、提出してください。（計算されていない場合、受付をお断りする場合があります）

[農業所得者の皆様へ]

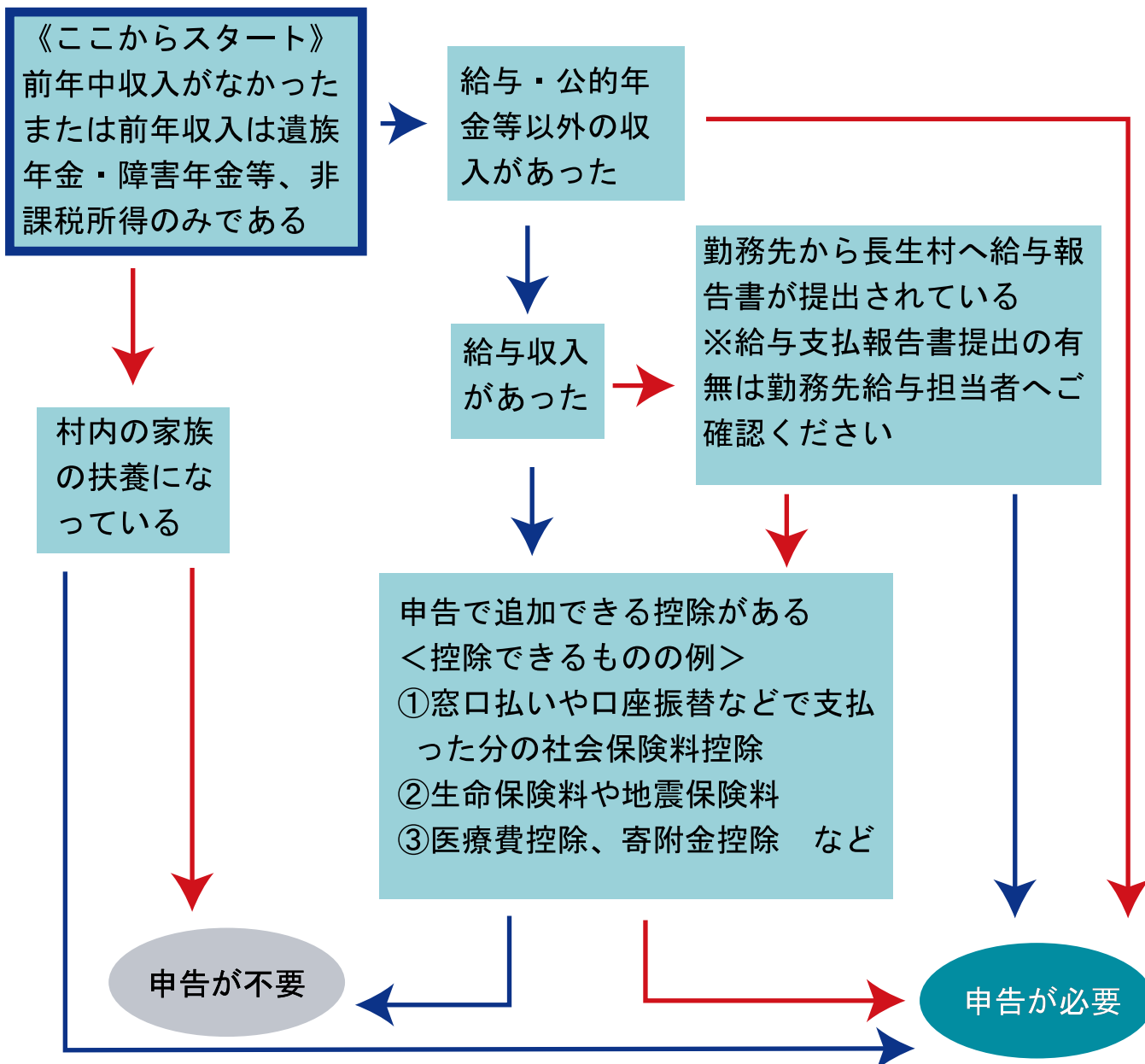
収支内訳書の作成に便利な『簡単・便利なちょうめん』を100円で販売しています。税務課窓口、申告受付会場に用意してありますので、購入される場合は税務課職員に申し出てください。

確定申告

申告判別チャート

→ はい

→ いいえ



※その他申告が必要な主な例

- ・ 2ヵ所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかった給与の収入金額の合計が20万円を超える人
- ・ 給与所得者で年末調整を受けていない人（年の中途で退職した人等）
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- ・ 公的年金等以外の所得が20万円を超える人
- ・ 生命保険料・医療費・寄附金等の控除を追加する人
- ・ 複数の所得があり、所得税を納税する必要がある人

申告に必要なもの

印鑑	スタンプ印（シャチハタ）不可
本人確認書類 （AかBのいずれか）	A マイナンバーカード（個人番号カード） B 番号通知カード又は住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの） ＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど（いずれか1点）
収入を証明するもの	事業所得、不動産所得がある人は収支内訳書 給与、年金、報酬がある人は源泉徴収票 株式等に係る譲渡所得及び配当所得がある人は支払通知書、株式の年間取引報告書
控除を証明するもの	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払金額の分かるもの 国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払証明書 生命保険料、地震保険料の支払証明書 障害者控除を受ける人は障害者手帳・療育手帳または障がい者控除対象者認定書 （「障がい者控除対象者認定書」は要介護認定を受けている人などを対象に、福祉課で交付しています。）
その他	申告書（送付された場合） 還付金振込先の口座番号（本人名義） 筆記用具、電卓（感染拡大防止のため）

医療費控除 ※令和2年中に支払いをした医療費が控除の対象です

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得金額から差し引くことができます。

総所得金額等	医療費控除額（ただし、控除額の上限は200万円）
200万円以上	支払った医療費 － 保険などにより補てんされる金額※ － 10万円
200万円未満	支払った医療費 － 保険などにより補てんされる金額※ － （総所得金額×5%）

（※）健康保険組合から支払われる高額療養費、出産育児一時金、生命保険契約等の医療保険金・入院費給付金など

添付書類

①医療費控除の明細書（領収書の添付は不要）

※領収書は自宅で5年間保管してください。（税務署から提出を求められた時は、提示または提出しなければなりません。）

②各保険者からの医療費通知（「医療費通知に関する事項」に記入した場合のみ）

※医療費通知とは、次の6項目が記載されたものになります。（①被保険者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

☆医療費控除の対象にならないもの（例）

予防接種代、美容整形や健康診断時の費用、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入など

※おむつ代を医療費控除に入れる場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」または福祉課が発行する「おむつ使用の確認書」が必要となります。

確定申告

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の保持増進及び疾病の予防取組として予防接種や健康診断など一定の取り組みをしている人が自分や家族が使う特定一般用薬品等（処方箋なしにドラッグストアで購入できる医薬品等）の購入代金が12,000円を超えるとき、その超える部分の金額（上限88,000円）をその年分の総所得金額等から所得控除を受けることができる制度です。

★注意★

セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

住宅ローンなどを利用して住宅用家屋を新築・購入・増改築等をしたとき、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で村民税・県民税から控除されます。

※居住開始年月日によっては、村民税・県民税からの控除が受けられない場合があります。

介護保険制度に係る控除

問い合わせ 福祉課介護保険係 ☎(32) 6809

○社会保険料控除

介護保険料は、その年に納付した全額が控除の対象となります。ただし、年金からの天引き（特別徴収）で納付している場合は、年金受給者本人のみの控除となるため、親族等の控除としての申告はできません。

○障害者控除（障がい者控除対象者認定書の交付）

身体障害者手帳等の交付を受けていない人でも、「身体（知的）障がい者に準ずる」と認定された人は対象となります。

対象者 介護保険要介護（要支援）認定に伴う、寝たきりや認知症及び身体の障がいにより日常生活に支障のある人で、「障害高齢者自立度」及び「認知症高齢者自立度」などにより審査します。

手続き 障がい者控除対象者認定申請書に記入、捺印のうえ、提出してください。申請書はホームページおよび福祉課に備えてあります。

○医療費控除

介護保険の居宅サービスや施設サービスの利用者負担金は、一部医療費控除の対象となります。



できると信じ続けること 高根小で夢の教室

12月21日、高根小学校で「夢の教室」が行われました。

講師は、元プロアイスホッケー選手の村井忠寛さんでした。

村井さんは、幼少期に親友に誘われアイスホッケーを始めました。体が小さく辞めようとした時、母からの「自分でやると決めたら続けなさい」という約束を守り小学6年生の時、日本一になりました。

その後、アイスホッケー



【オンライン授業の様子】



【夢先生に自分の夢を発表】

に誘ってくれた親友の死をきっかけにプロへの決意を固め、努力し続けることで大学生の時、3年連続日本一に輝き、見事プロになったそうです。

このことから、児童たちは「できると信じること、努力し続けること」の大切さを学びました。

今回の夢の教室は、感染症対策によりオンライン授業となりましたが、児童たちは画面越しに講師の問いかけに答えていました。

今は夢中になれることを 八積小で夢の教室



【真剣に夢先生の話を聞いていました】

1月13日、八積小学校で「夢の教室」がオンラインで行われました。

講師は、元Jリーガーの河村崇大さんでした。

河村さんは、幼少期サッカーが上手だったわけではなく、外遊びが好きだったことから足が速く、そのおかげでプロ選手への道が開けたそうです。

河村さんは、児童たちに「今はただ得意なこと、夢中になれることを見つけてほしい」とまた、「困難を切り開くために自ら行動すること」の大切さを教えてくれました。



【夢先生へ夢の発表】

宇宙の観察もリモートワーク ふれあい天文学授業

12月23日、八積小学校で4年生を対象に「ふれあい天文学授業」が行われました。

講師は、国立天文台で研究をしている、小宮山裕さん。普段はハワイ島にある「すばる望遠鏡」を使用し研究していますが、現在は渡航が難しいためリモートで研究をしています。

授業では、事前に児童から取ったアンケートに小宮山さんが答えていました。児童たちは、自分の質問に真剣に答えてもらい、とても嬉しそうでした。

その後も、天文学授業に児童たちの好奇心がくすぐられ、児童たちからの様々な質問が小宮山さんに寄せられました。



【質問に答える小宮山さん】